

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

（平成十年十月二日 法律第百十四号）  
（最終改正年月日平成十八年十二月一日 法律第百六号）

（医師の届出）

第十二条

医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- 二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

（含む。）

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、その管轄する区域外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

4 厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、その患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号に掲げる者に係るもの」としては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内」とあるのは、「厚生労働省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、医師が第一項各号に規定する感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について準用する。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（抄）

（平成十年十二月二十八日 厚生省令第九十九号）  
（最終改正年月日：平成十九年三月二十三日 厚生労働省令第二十六号）

（医師の届出）

- 第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 診断した患者及び当該感染症について同項による届出が既になされていることを知っている場合
  - 二 診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合

第四条 法第十二条第一項第一号に掲げる者（新感染症（法第五十二条第一項の規定により一類感染症とみなされるものを除く。次項において同じ。）にかかっていると疑われる者を除く。）について、同項の規定により医師が届け出なければならぬ事項は、次のとおりとする。

- 一 当該者の職業及び住所
  - 二 当該者が成年に達していない場合にあつては、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
  - 三 感染症の名称及び当該者の症状
  - 四 診断方法
  - 五 当該者の所在地
  - 六 初診年月日及び診断年月日
  - 七 病原体に感染したと推定される年月日（感染症の患者にあつては、発病したと推定される年月日を含む。）
  - 八 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域（以下「感染原因等」という。）又はこれらとして推定されるもの
  - 九 診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名
  - 十 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項
- 2 6 (略)
- 7 前各項の規定は、法第十二条第六項において同条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第六号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第九号中「診断した」とあるのは「検案した」と読み替えるものとする。